

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十五号

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、二九〇人」を「五、二七〇人」に改め、同条第二号中「一四、八三六人」を「九、三七七人」に改める。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第二条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、一六九人」を「五、一八九人」に、「一五二人」を「一五三人」に、「三三三人」を「三三四人」に、「一、五一一人」を「一、五一七人」に、「一、五六三人」を「一、五六九人」に、「一、六一〇人」を「一、六一六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。